

工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）

1 対象工事

当初請負額が500万円以上3000万円未満の価格競争により発注する請負工事のうち、発注者が指定する工事

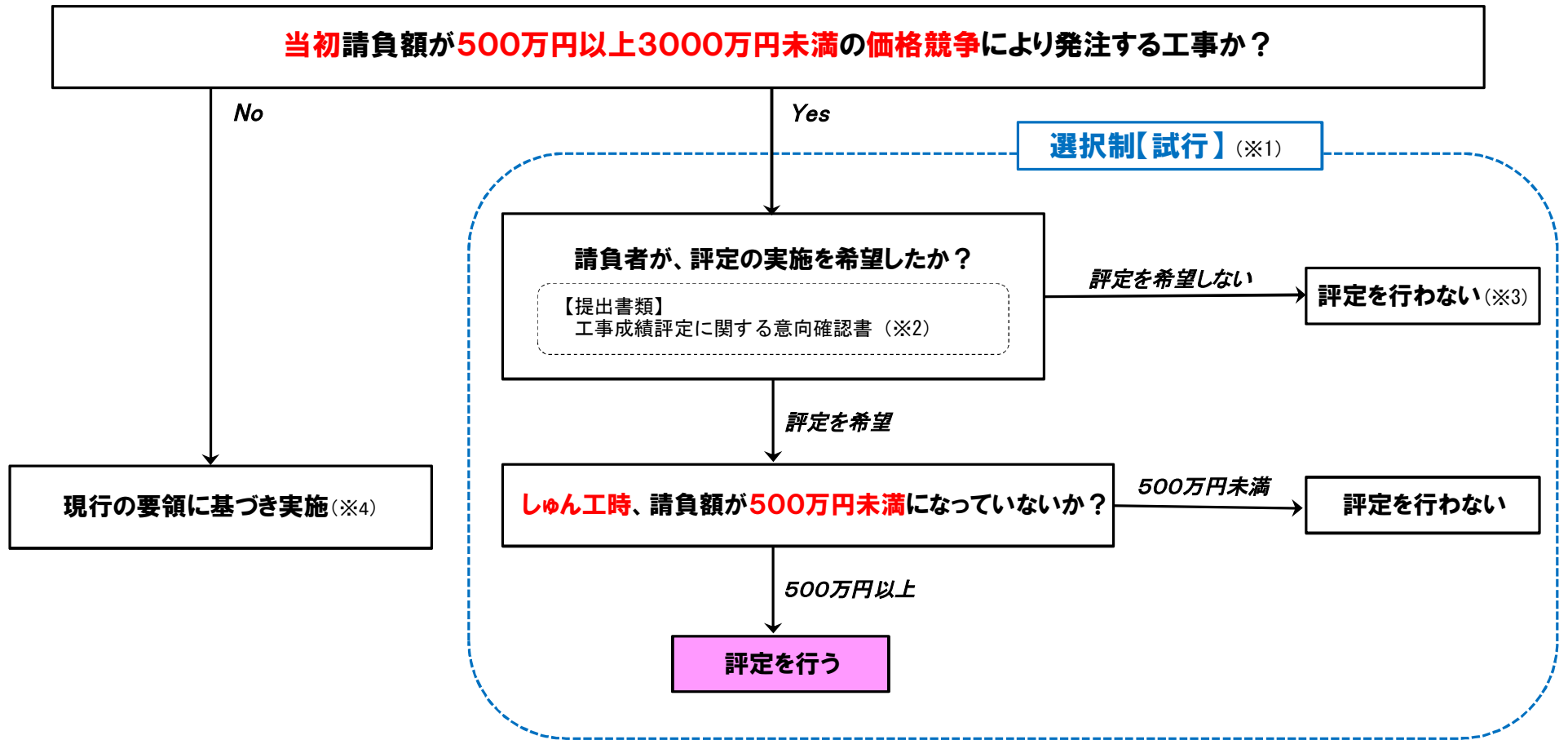
2 選択制の取扱い

- (1) 発注者は、当該工事の契約時、工事成績評定実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」により受注者に確認するものとする。
- (2) 工事成績の評価者は、受注者が評定の実施を希望しない場合、徳島県工事成績評定要領（以下「要領」という。）第2にかかわらず評定を行わないものとする。
- (3) 発注者は、受注者が評定の実施を希望した場合、要領に基づき評定を行うものとする。
- (4) 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。なお、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- (5) 監督員は、工事検査の請求時に工事成績評定の希望の有無を工事検査員に通知するものとする。

3 適用時期

令和3年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

工事成績評定の実施フロー



(※1) 令和3年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う請負工事から適用。

(※2) 請負者は、契約時、意向確認書を発注者契約担当に提出。発注者契約担当は、工事監督表に意向確認書を添付。

(※3) しゅん工事、変更契約で請負額が3000万円以上となった場合においても、評定を行わない。

(※4) しゅん工事、変更契約で請負額が500万円以上となった場合、従来どおり評定を行う。